

平成 27 年(ネ)2592 地位確認等請求控訴事件

公正な判決を求める要請書

原告の橋場恒幸さんは、(株)DNP ファイン・エレクトロニクス(大日本印刷久喜工場)で 2005 年から請負契約で働いていました。2009 年、会社の業績不振を理由に解雇されました。その後自らの働き方が二重の偽装請負という違法状態にあったことを知り、さいたま地裁に対して、DNP ファインに対する雇用契約の地位確認と損害賠償を求めて提訴しました。

さいたま地裁は、被告らの契約形態は多重の偽装請負であるとし、職業安定法 44 条違反、労働基準法 6 条違反を認定しました。そもそも職安法 44 条では、「何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない」としています。DNP ミクロテクニカは無許可で労働者供給事業を行い、不法行為を行っていました。労基法 6 条は、「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」として、中間搾取を禁止しています。被告らは、それに違反していたこととなります。

本来ならば時給 2,100 円のところ 2 社が介在し、原告の橋場さんは約半額の 1,060 円しか受け取れないまま解雇されました。原告は、泣き寝入りはしない、たとえ大企業でも悪いことは悪いと、不法行為に対する損害賠償と職場復帰を求めて、裁判に立ち上がったのです。裁判は 5 年以上かかり、27 回に及ぶ裁判に毎回、傍聴席を満席にするほどの傍聴人が詰めかけ、多くの方々が原告の橋場さんを応援し続けていました。

職安法 44 条、労基法 6 条は、生産手段を持たない弱い立場の労働者を保護し、人間としての自由や尊厳を守る法律です。さいたま地裁は被告らの違法性を認めたにも関わらず、雇用契約の確認及び、損害賠償請求を棄却としました。これでは労働者は何一つ救済されません。派遣切りや契約切りなど非正規雇用労働者の失業者が急増する中で、違法行為を認めながら司法が救済しなければ、労働者が安心して暮らせる社会はなくなってしまいます。

違法行為を犯した被告らを処罰し、原告を救済する、公正な判決を強く要請します。

年 月 日

住所

個人・団体名

《連絡先・署名》

全印総連(全国印刷出版産業労働組合総連合会)・東京地連(東京地方連合会)

〒112-0003 東京都文京区春日 2-24-11 NRK 春日ビル 5F 電話 03-3818-5125